

会化されたものとして位置付けられ展開する以上、もはや、純粹に抽象的な医師と患者のものとして存在し得ず、せいぜい社会化された医療の中での医師と患者の関係等における医師倫理規則として存在するのであり、その存在構造は、当初自由医療原

則の確認をその主な内容としながらも、社会化された医療（社会保障医療）の側から、その意味では、医師を含めて社会全体の主張する医師の倫理へと転化してきたといえる。

海外トピックス

老人健康保険（メデケア）の保険料，一部負担の値上げ

（アメリカ）

1980年1月から、メデケアの保険料などが値上げされることになった。主な変更は次のとおりである。

メデケア保険料の対象となる収入の上限は、今までは22,900（年収）ドルだったのが、25,900ドルに引き上げられる。保険料率は従来通りで、被用者のばあいは6.13%（給与などにたいして）自営者のばあいは8.10%（収入にたいして）である。

保険料が減免される収入額は、今までの4,500ドル（年収）から5,000ドルに引き上げられた

（65歳から71歳までの対象者）。

メデケアの病院保険給付における入院時（前）一時患者負担金額は、今までの160ドルから180ドルになった。また、入院後の一部負担は下記のように引き上げられた。

	入院日数 61日目～ 90日まで	入院日数 90日を越 えるばあい
〔旧〕	1日 40ドル	1日 80ドル
〔新〕	1日 45ドル	1日 90ドル

メデケアの下での任意加入となっている付加的医師保険（SMI）の保険料は、月額8ドル70セントから9ドル60セントに引き上げられた。

Social Security Bulletin,
January 1980, Vol. 43, No. 1, P. 1

（国立公衆衛生院 前田信雄）